

CITP コミュニティ会則

西暦 2016 年 6 月 10 日 制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本コミュニティは CITP コミュニティ（以下、本会という）と称する

(目的)

第 2 条 CITP(認定情報技術者)に認定された技術者同士の交流を通じ、自律的に技術者の質の向上を図る場として設立する。社会提言、外部審議会・委員会等への参画、情報分野における教育・人材育成活動などを含む様々なプロフェッショナル貢献活動、及びピアレビューによる高レベル情報技術者の評価等により、社会貢献と技術者自身のレベルアップに資することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う

- (1) コミュニティ会議、分科会、親睦会などの開催
- (2) 技術を必要とする団体などへの技術協力、並びに情報発信
- (3) その他本会の目的を達成するための必要な活動

第 2 章 本会の会員資格

(会員資格)

第 4 条 電子メールによる連絡が可能な者でかつ次のいずれかに該当するものとする

- (1) CITP の資格を持つ者
- (2) 外国において CITP に相当する資格を得、会員として適当であると認められた者

(賛助会員)

第 5 条 本会の目的に賛同する者であって本会の発展に協力する者は、別途規定する賛助会員の規定にもとづき、賛助会員となることができる。

(退会)

第 6 条 電子メール等の連絡先で連絡がとれない場合、本コミュニティに参加する資格を失う

第 3 章 役員

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く

- 代表 1 名
- 幹事 必要数

2. 役員は本会の会員でなければならない

3. 代表は幹事を兼ねることができる

(選任)

第8条 前条の役員は幹事会において選出されるものとする

(職務)

第9条 代表は本会を代表し、会務を統括する

2. 幹事は本会の運営のための会務を行う

(任期)

第10条 役員は任期は1期2年とし、再任を妨げない

(報酬)

第11条 役員は無報酬とする

第4章 会議

(幹事会)

第12条 幹事会は、本会運営の必要に応じて随時開催する

2. 幹事会は代表、幹事を以って構成する

(コミュニティ会議)

第13条 コミュニティ会議は、本会運営の必要に応じて随時開催する

2. コミュニティ会議は会員（賛助会員を含む）で構成するが、会員の申請により会員でない者も参加できる。

(分科会)

第14条 分科会は、本会運営の必要に応じて随時開催する。その構成はコミュニティ会議に準じる

第5章 管理

(帳簿)

第15条 幹事会は次の帳簿を個人情報管理細則に定める規定に従い管理する

(1) 議事録

(2) 本コミュニティ所有のホームページ及び掲示する書類

(3) その他必要な帳簿、書類等

第6章 補則

第16条 本会に必要な細則は、幹事会において定める

CITP コミュニティ 賛助会員規定

(目的)

第1条 この細則はCITP コミュニティ、以下、本会という) が管理する賛助会員に関する事項を定めることを目的とする

(定義)

第2条 この細則でいう「賛助会員」とはCITPの資格を持たず、本会に参加を希望する技術者が本会で活動する際の名称とする

(基本原則)

第3条 本会の目的に賛同する者であって本会の発展に協力する者について、入会申請を行い、幹事会での承認により、賛助会員となることができる。賛助会員は会員と同じくメーリングリストに登録され、特別な理由がない限り会員と同等に活動できるものとする

(退会)

第4条 電子メール等の連絡先で連絡がとれない場合、本コミュニティに参加する資格を失う

(除名)

第5条 本会の名誉を傷付け、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったことが幹事会において認められた賛助会員は会員資格を失う

沿 革

制 定：平成28年6月10日

CITP コミュニティ 個人情報管理細則

(目的)

第1条 この細則はCITPコミュニティ、以下、本会という)が管理する会員および関係者の個人情報の適切な扱いに関する事項を定め、これらを保護することを目的とする

(定義)

第2条 この細則でいう「個人情報」とは本会が取り扱う会員および関係者に関する情報であって、会員登録メールアドレスおよび個人を識別できる情報をいう。

- (1) 登録・更新申請の記載事項
- (2) その他、個人を識別できる情報、たとえば総会、懇親会等の写真など

(基本原則)

第3条 個人情報が個人の人格尊重の理念の下に以下の基本原則に従い慎重に取り扱う

- (1) 個人情報は、その利用の目的を明確にするとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱う
- (2) 個人情報は、定められた場合を除き、第三者に開示または提供しない
- (3) 個人情報は、適切な方法で取得する
- (4) 個人情報は、その目的の達成に必要な範囲で正確かつ最新の内容に保つ
- (5) 個人情報の取り扱いに当たっては、不正アクセスなどによる盗難、漏洩、あるいは紛失などが発生しないように保護、管理処置を講ずる
- (6) 個人情報の取り扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮する

(利用目的の限定)

第4条 個人情報は、以下のいずれかに該当する目的に限って利用できるものとし、当該目的の達成に必要な範囲に限るものとする

- (1) 会則第3条に定めた本会の活動のための連絡、会合の案内、並びに本人の了解を得て行う紹介
- (2) 前項(1)と同様な目的のために幹事会が認めた場合の提供

(第三者への開示および提供の禁止)

第5条 個人情報は以下の場合を除いて、第三者への開示および提供を禁止する

- (1) 会員からあらかじめ書面で同意を得ている場合
- (2) 会員から本人以外の会員の照会があった場合に必要な連絡先の口頭での提示
- (3) 法律に基づく命令など、個人情報の開示要求を求められた場合

(適切な取得)

第6条 個人情報は利用目的を明示した上で取得する。取得方法は以下のいずれかとする。すでに取得している個人情報は第4条の目的に利用できるものとする。

- (1) 本会が行う本人への問合わせ
- (2) 本人または家族からの書面による届出

(正確性の確保)

第7条 前条で取得した個人情報は直ちに正確な更新を行い、常に最新の情報に保つ

(安全性の確保)

第8条 個人情報は漏洩、滅失、毀損のなきよう慎重にあつかう

2. 業者などに会合の開催通知を委託する場合には、必要最小限の情報に留めると共にその業者などから「取扱いに関する誓約書」を提出させる
3. 個人情報を含む記録媒体、書類は施錠をかけて保管する
4. 個人情報を含む電子ファイルは、適切な方法でアクセス制御し保管を行う

(透明性の確保)

第9条 会員から本人に関する個人情報の開示要求があったときには、本会が記録している開示要求者に関する本人情報のすべてを開示する

沿 革

制 定：平成28年6月10日